

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

〔大阪市橋梁維持管理に係る PM 業務委託〕

特記仕様書（案）

1. 本業務の目的

本市の管理橋梁 763 橋に対し計画的な長寿命化を実現するため、平成 20 年度に橋梁アセットマネジメントサイクルを構築し、「大阪市橋梁保全更新計画」の一部としてとりまとめ、予防保全を基本とした橋梁維持管理を行ってきた。

また、令和 6 年度～令和 7 年度において、「大阪市橋梁保全更新計画」の改訂を実施し、それに伴い橋梁アセットマネジメントサイクルの課題把握、再構築を行った。

本業務は、再構築した橋梁アセットマネジメントサイクルを効果的・効率的に運用し、継続的な橋梁維持管理や事業推進を図るため、点検・診断結果に基づく総合判断の技術的な支援、維持管理計画（個別施設計画）の更新、橋梁の各種データの管理、橋梁アセットマネジメントサイクルの効率化の提案等、技術的な対応・マネジメント等を行う業務である。

なお、本業務を遂行するにあたり、別途作成している「大阪市における橋梁アセットマネジメントサイクルの運用マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を参照すること。

2. 適用範囲

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞に基づき、実施しなければならない。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

3. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価は及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和 7 年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和 7 年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4. 委託期間

委託期間は、契約日より令和 11 年 7 月 31 日までとする。

5. 業務の内容

(1) 診断結果に基づく総合判断支援・措置優先順位の設定支援

本市における今後の橋梁アセットマネジメントサイクルでは、「診断判定会議」、「担当者会議」、「総合判定会議」、「予算要求会議」の4つの会議を行い、維持管理に係る総合的な意思決定を図る方針としている（各種会議の概要は別添5参照）。受注者は、大阪市職員が意思決定を図るうえで、技術的な支援、情報の整理・活用、資料作成等を実施すること。具体的な対応事項は以下の通りである。

1) 橋梁の診断結果に対する評価の技術的支援

診断判定会議に参加し、別途発注している橋梁点検業務にて点検業者が実施した橋梁診断結果について、大阪市職員が評価・最終決定するための技術的な支援を行うこと。技術的な支援にあたっては、過去の詳細点検・詳細調査結果、設計図書、工事履歴等を総合的に勘案し、健全性の判定が一貫性のあるものとなるよう努めること。

また、診断判定会議を実施するにあたり、開催日の調整等の運営を担当すること。会議で活用する資料は、電子データによる共有を想定しているが、監督職員と協議のうえ、決定すること。

2) 補修要望と点検結果を踏まえた、補修優先順位の設定支援

大阪市では、日常管理で確認された損傷や、住民からの補修要望の内容について、現場事務所（以下、「工営所」という。）が補修要望調書にとりまとめている。詳細点検で確認された損傷と、工営所が整理した補修要望調書の損傷を突合せ、当該橋梁の工事の進捗状況を確認することにより、補修対象橋梁の選定を支援すること。また、補修対象橋梁に対し、工事内容や規模等から、路線工事（※1）対象または管内工事（※2）対象に振り分け、それぞれの補修優先順位の設定を支援すること。

補修対象橋梁や補修優先順位については、担当者会議（1月実施予定）で橋梁課の担当者と協議したうえで、総合判定会議（3月実施予定）において提示し、決定すること。

また、担当者会議・総合判定会議を実施するにあたり、開催日の調整や、資料作成等の運営を担当すること。各会議で活用する資料は、電子データによる共有を想定しているが、監督職員と協議のうえ、決定すること。

総合判定会議の前には、工営所への説明および現場立会の実施も予定している。受注者は説明会および現場立会に参加し、担当者会議の協議結果の説明を支援すること。

※1. 路線工事：補修設計業務を経て、橋梁課（維持担当）が発注する工事

※2. 管内工事：工営所による日常的な維持・補修の中で実施する工事

3) 設計対象橋梁の提案

2) で選定した路線工事の補修対象橋梁について、補修優先順位や設計の実施状況を踏まえ、次年度の補修設計業務の対象橋梁を提案すること。

提案内容については、担当者会議（1月実施予定）で橋梁課の担当者と協議したうえで、総合判定会議（3月実施予定）において提示し、決定すること。

4) 設計実施状況を踏まえた工事発注橋梁の抽出

総合判定会議で決定した路線工事の補修対象橋梁について、維持管理計画（個別施設計画）の内容、補修優先順位、設計の実施状況を踏まえ、次年度の路線工事の発注橋梁を提案すること。

提案内容については、予算要求会議（9月実施予定）において提示し、決定すること。

また、予算要求会議を実施するにあたり、開催日の調整や、資料作成等の運営を担当すること。

(2) 橋梁の各種データの管理

アセットマネジメントサイクルの再構築にあたり、点検、設計、工事の各プロセスでアウトプットされる各種データについて、運用（登録・保管）ルールを設定している（運用ルールは別添3および別添4参照）。受注者はそれらのルールに基づき、橋梁の各種データの管理を実施すること。また、データを継続的に運用し、アセットマネジメントへ活用（データマネジメントを実施）するため、管理橋梁の基礎資料の構築・更新等を実施すること。具体的な対応事項は以下の通りである。

1) 橋梁の各種データの管理

点検・設計業務や工事により作成された記録について、登録状況や内容の確認を行ったうえで、橋梁課内部サーバへの保管を実施すること。

具体的には、橋梁定期点検業務成果品、及び補修設計業務成果品について、情報の過不足の確認・整合確認を行い、橋梁課の内部サーバへ保存すること。また、工事報告書等の工事成果品については、橋梁課が建設局内システムである道路橋梁総合管理システムへ登録するため、登録状況の不備が無いか確認すること。

また、全国道路施設点検データベースに登録されている橋梁の諸元や点検記録等の更新を行うこと。

なお、道路橋梁総合管理システムは令和9年度末に再構築を予定しているため、新システムにおいての橋梁データの管理方法について検討およびシステム開発業者との協議支援を行うこと。

2) 横断的なデータマネジメントの実施

① 橋梁ロングリストの構築・更新

大阪市の管理橋梁について、各種情報を一覧化した橋梁ロングリストを令和 6 年度～令和 7 年度に整理している。受注者は、橋梁ロングリストの内容を精査し、適宜更新すること。更新作業では、橋梁アセットマネジメントの運用に必要となる情報項目を検討し、橋梁ロングリストの整理項目として追加すること（橋梁ロングリストの様式は、別添 8 参照）。

② 橋梁管理カルテの更新

別途業務にて、大阪市の管理橋梁の橋梁管理カルテを作成しているところである。橋梁毎に作成された橋梁管理カルテについて、諸元、点検結果、点検・補修履歴の情報を適宜更新すること（橋梁カルテの様式は、別添 7 参照）。

(3) 維持管理計画（個別施設計画）等の更新・措置の進捗管理

本市における今後の橋梁アセットマネジメントサイクルでは、橋梁の維持管理計画（個別施設計画）を毎年 1 回更新することとしている（業務フローやアセットマネジメントの実施スケジュールは別添 1 および別添 2 参照）。維持管理計画（個別施設計画）は、補修計画と、大阪市橋梁保全更新計画に位置付けられている各種事業計画を合わせた計画である（各計画の体系と概要は別添 6 参照）。

また、更新した維持管理計画（個別施設計画）に対し、措置や事業が進捗しているかを適宜モニタリングすることにより、継続的なアセットマネジメントを実施する方針としている。受注者は、維持管理計画（個別施設計画）の適宜更新と、計画に対する措置・事業の進捗管理を実施すること。具体的な対応事項は以下の通りである。

1) 維持管理計画（個別施設計画）の更新

総合判定会議の結果を受け、補修対象と選定された橋梁について、優先順位を踏まえた補修計画を更新すること。計画期間は 10 年とする。補修計画の更新にあたっては、補修対象橋梁の概算工事費用を算出したうえで、計画に反映すること。

また、既存の各種事業計画の内容を把握し、補修計画と合わせて、維持管理計画（個別施設計画）の内容を更新すること。

なお、維持管理計画（個別施設計画）は、措置や各種事業の進捗を踏まえ、設計結果や工事履歴等を活用し、最新情報へ適宜更新すること。

2) 第三者被害防止措置計画の策定

第三者被害防止計画は、大阪市橋梁保全更新計画に位置付けされている各種事業計画の一つとして令和7年度に新たに追加された計画である。

過年度の検討では、第三者抑止調査実績を用いて、第三者被害が想定される橋梁（以下、計画対象橋梁）188橋を抽出し、これらの橋梁を対象に概算対策数量の整理、対策優先度の設定（第1次、第2次、次期）、概算事業費の算出を行った。なお、対策優先度評価は、交差・並行路線や交通量の情報に基づき評価することを基本とした。ただし、過年度の検討ではこれらの情報が不足していたことから、代替評価方法として既存情報から交差道路の交通量が多いと想定される橋梁（交差道路が緊急輸送道路の橋梁、新御堂筋線及び船場高架橋）を抽出することで、各計画対象橋梁の対策優先度を評価した。

本業務では、各計画対象橋梁の交差・並行路線などの桁下利用状況、及び対策優先度評価指標の一つである交差・並行路線等における交通量の多寡を整理したうえで、対策優先度の見直しを行うこと。

具体的には以下事項を実施すること。

- 各計画対象橋梁の交差・並行路線などの桁下利用状況は一覧で整理する。
- 計画対象橋梁の交差・並行路線等について、その路線特性等に基づき歩行者・自転車、車両の交通量の程度を3区分（多い、少ない、無し等）程度に整理する。
- 交通量程度の区分結果を基に対策優先度の評価方法を設定のうえ、計画対象橋梁の優先度の見直しを行い、改訂計画に反映する。

3) 措置の進捗管理

補修設計・補修工事の実施状況をモニタリングし、措置の進捗状況を把握すること。把握した内容を(2)②で整理する橋梁ロングリストへ記録・更新していくことにより、計画に対する措置の進捗管理を継続的に実施する。

4) 各種事業の進捗管理

各種事業の設計・工事の実施状況をモニタリングし、事業の進捗状況を把握すること。把握した内容を(2)②で整理する橋梁ロングリストへ記録・更新していくことにより、計画に対する事業の進捗管理を継続的に実施する。

(4) アセットマネジメントの効果検証

本業務を実施することによる、橋梁アセットマネジメントの効果を検証すること。効果検証の項目は以下を想定しているが、監督職員と協議した上で、決定すること。なお、評価した効果については、中間検査時にも報告するものとし、効果の発現状況に応じて改善策を検討すること。

- Ⅲ判定に対する措置の進捗率（Ⅲ判定橋梁のうち、5年以内に措置に着手した橋梁

- の割合)やⅢ判定橋梁の減少率(全橋梁に対するⅢ判定橋梁割合の推移)
- 各種事業の進捗率(各種事業計画の計画通りに事業が進捗している橋梁の割合)

(5) アセットマネジメントを推進するための業務効率化の提案

大阪市におけるアセットマネジメントを継続的に実施し、さらなる効率化や高度化、維持管理に係るコスト縮減を図るため、本業務を遂行する中で把握された課題に対し、解決策を提案すること。具体的な対応事項は以下の通りである。

1) アセットマネジメントの運用改善とマニュアルの改訂

本市におけるアセットマネジメントの運用について、本業務を遂行した中で、今後改善した方が良いと考えられる事項を抽出すること。抽出した事項に対する改善策を設定し、それらの内容を踏まえ、「大阪市における橋梁アセットマネジメントの運用マニュアル」を改訂すること。改善策の設定にあたっては、DX技術(AI・デジタル技術等)を活用・導入の観点も考慮し、提案を行うこと。また、改訂したマニュアルを用いて、人事異動等により橋梁課職員が交代する際の引継ぎを支援すること。

2) 点検支援技術の活用検討

① 飛行型ドローンおよび水上ドローンの検証

本市では、橋梁点検における新技術活用として、飛行型ドローンを用いた損傷調査および水上ドローンを用いた洗掘調査を実施しているところである。

令和7年4月には、新技術活用ガイドラインとして橋梁点検における飛行型ドローンの活用を公表し、取組みを進めている。この中で、橋梁点検車(BT-400)やロープ高所作業に代替して飛行型ドローンを活用することでコストメリットがあると確認された橋梁は全部で45橋であった。また、それ以降の検討において、船上点検作業に代替して飛行型ドローンを活用することで40橋程度についてコストメリットがあると確認された。さらに、水上ドローンを用いた洗掘調査への適用について検討を行い、何橋かまとめて調査を実施することでコストメリットがあることが確認された。

別途行われる橋梁点検業務の飛行型ドローン点検対象橋梁(令和8年度:17橋、令和9年度:18橋、令和10年度:4橋、令和11年度:3橋)において、現地条件を踏まえた上で、従来の橋梁点検車(BT-400)やロープ高所作業による点検方法に代え、飛行型ドローンの活用によりコストや作業効率の向上、安全性の向上などのメリットがあるか検証を行うこと。

また、船上点検作業に代替して、飛行型ドローンの活用によりコストや作業効率の向上、安全性の向上などのメリットが確認されている飛行型ドローン点検対象橋梁(各年8橋程度)についても検証を行うこと。

また、洗掘調査対象の橋梁(令和8年度:9橋、令和9年度:14橋、令和10年度:

4 橋、令和 11 年度：3 橋）についても、水上ドローンの活用について同様の検証を行うこと。

なお、検証においては、橋梁点検業務の受注者からの情報提供により必要な情報を取得したうえで行うこと。また、橋梁点検車（BT-400）やロープ高所作業、船上点検による点検方法以外にも飛行型ドローンが採用されたケースがある場合、採用理由や現地条件などを整理すること。洗掘調査に関しても水上ドローンを採用した理由や現地条件を整理すること。

② 橋梁点検における新技術活用の提案

本市では、橋梁点検における新技術活用として、コストメリットだけではない、総合的に評価して新技術を採用できるよう新技術採用フローを設定している。この中で、総合的な評価を下す際に学識経験者に意見を聴取したうえで判断することとしているため、その技術的支援をすること。

また、新技術の活用によりコストや作業効率の向上、安全性の向上など観点を基に橋梁点検における飛行型ドローン以外の新技術活用の検討・提案を行うこと。検討・提案において、必要に応じて代表橋梁を選定し、新技術活用効果を現場で確認する〔実証実験〕を実施すること。なお、実証においては監督員と協議のうえ実施の有無などを決定すること。

6. 打合せ等

打合せは、業務着手時及び成果品納入時、ならびに中間打合せを基本に行うこと。なお、中間打合せは2回/月とする。協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。

7. 成果品

成果品は、次の通り監督職員に提出すること。その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。業務履行に必要となった各種資料をあわせ報告書として提出するものとする。

表1 成果品一覧

成果品	提出時期	成果内容
業務記録簿	1回/2週 毎日記録し、監督職員に提出	日々の業務の実施内容について書面で整理し報告する。
その他提出書 (表2参照)	その都度 実施後に記録し、監督職員に提出	仕様書に基づき実施した検討事項等について、目的、経緯、結果を整理し報告する。

表2 その他提出書となる資料

資料名	該当項目
点検・補修結果の整理結果（補修要望調書）	(1)
会議実施記録簿	(1)
橋梁ロングリスト	(2)
橋梁管理カルテ	(2)
維持管理計画（個別施設計画）	(3)
補修の年次計画作成に関する検討資料	(3)
アセットマネジメントサイクルの運用改善に関する検討資料	(4)
大阪市における橋梁アセットマネジメントサイクルの運用マニュアル（改訂版）	(4)
DXによる業務改善策に関する提案資料	(4)

8. 中間検査

本業務の履行状況や効果について、第三者による中間検査を実施する。第三者は、学識経験者等を予定しており、本業務委託期間内に3回開催することを想定している。

受注者は、中間検査で使用する資料を作成し、以下の内容を報告すること。

- 橋梁アセットマネジメントの実施状況と効果
- アセットマネジメントを推進するための業務効率化の提案内容

9. 業務の設計変更について

- 打合せ回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 本業務内で、点検支援技術や AI 技術等の試行が発生した場合には、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

10. 業務の体制

① 管理技術者について

管理技術者に必要とされる資格及び業務実績は次のとおりとする。

【資格】

下記のいずれかの資格を有すること

- 1) 技術士（建設-鋼構造及びコンクリート又は道路）
- 2) 技術士（総合技術管理部門・建設-鋼構造及びコンクリート又は道路）
- 3) RCCM（技術士の部門と同様の部門に限る）

【同種業務実績】

国、都道府県、政令市が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定・改訂業務の管理技術者としての業務実績

【類似業務実績】

その他の市区町村、特殊法人等が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定・改訂業務の管理技術者としての業務実績

② 担当技術者について

担当技術者に必要とされる資格及び業務実績は次のとおりとする。

- 橋梁診断分野の主担当技術者

【資格】

下記のいずれかの資格を有すること

- 1) 技術士（建設-鋼構造及びコンクリート）
- 2) 技術士（総合技術管理部門・建設-鋼構造及びコンクリート）

【同種業務実績】

下記のいずれかに該当すること

- 1) 国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した橋梁点検業務または橋梁診断業務の業務実績
- 2) 道路橋定期点検要領の記録様式（道路法77条調査報告様式）を作成した業務の業務実績

【類似業務実績】

国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した橋梁点検業務の業務実績

- マネジメント・計画策定分野の主担当技術者

【資格】

下記のいずれかの資格を有すること

- 1) 技術士（建設-鋼構造及びコンクリート又は道路）
- 2) 技術士（総合技術管理部門・建設-鋼構造及びコンクリート又は道路）
- 3) RCCM（技術士の部門と同様の部門に限る）

【同種業務実績】

国、都道府県、政令市が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定・改訂業務の業務実績

【類似業務実績】

その他の市区町村、特殊法人等が発注した橋梁長寿命化修繕計画策定・改訂業務の業務実績

③ 常駐・専任の有無について

配置技術者の常駐・専任については以下のとおりとする。

【常駐】

- ・管理技術者 無

- 担当技術者（橋梁診断分野） 無
- 担当技術者（マネジメント・計画策定分野） 有（※1）
※1：常駐する配置予定技術者は、担当技術者から1名で良いものとする。常駐する技術者は受注者の選択による。また、配置予定技術者として業務計画書に記載した担当技術者であれば、履行期間中の常駐の交替を認める。

【専任】

- 管理技術者 無
- 担当技術者（橋梁診断分野） 無
- 担当技術者（マネジメント・計画策定分野） 無

11. その他

- 成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- 公的機関以外での立入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- 関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。
- 本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- コンプライアンス（公益通報）については、別紙のとおりとする。

土木設計等業務委託契約書

著作権に関する特約条項

(著作物の譲渡等)

第1条 受注者は、成果物（第43条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第43条第2項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

第2条 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

第3条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第4条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

第5条 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

特記仕様書

(条例の遵守)【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号) (以下「条例」という。) 第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

成果品の製作イメージ

DVD-R



A4ファイル

	○○○○○○○○○○ 業務委託 ○年○月	委託名称：○○○
		完成年月日：○○○

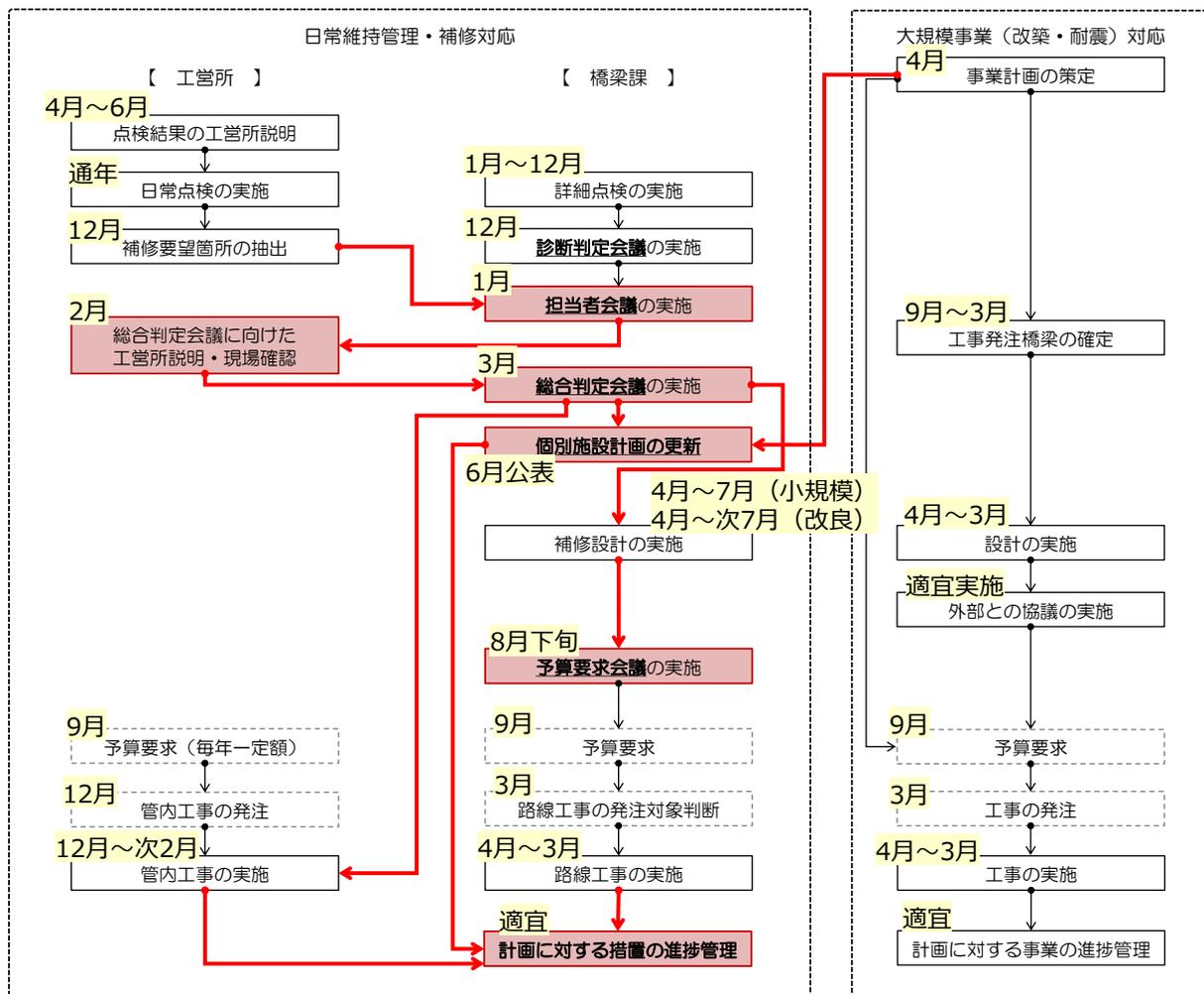


図 業務フロー

表 各業務プロセスの作業内容と役割の星取表 (3/3)

●:作業担当 ○:会議参加者 ★:メイン担当者 ☆:説明者・メイン発言者 ※:説明を聞く側

区分	事業区分	業務プロセス	作業内容	担当者									
				課長等	アセットマネジメントG		改築G		工営所	受注者	PM		
					企画L	維持L	架替L	耐震L					
各種事業計画に係る対応	①事業計画の策定	事業計画の策定	業務の発注・契約		●								
			既存資料の収集(過年度の設計成果・工事履歴)									●	
			既存資料の提供(過年度の設計成果・工事履歴)		●			●	●				
			各種事業計画の策定(対象橋梁、年度、概算工事費用の設定)									●	
			成果品作成・納品									●	
			成果品の確認		●			●	●				
	②工事対象橋梁の決定	工事発注橋梁の確定	成果品の橋梁課内部サーバへの保存										●
			各種事業計画の内容、事業進捗状況の確認					●	●				
			予備設計・詳細設計の対象橋梁の整理					●	●				
	③設計	予備設計・詳細設計の実施	予備設計・詳細設計の対象橋梁の確定	●									
			業務の発注・契約					●	●				
			既存資料の収集(過年度の設計成果・工事履歴)									●	
			既存資料の提供(過年度の設計成果・工事履歴)					●	●				●
			予備設計・詳細設計の実施・設計成果の作成									●	
			成果品作成・納品									●	
	④関係機関協議	外部との協議の実施	成果品の確認					●	●				
			橋梁課内部サーバへの設計記録の保存										●
			橋梁ログリストのデータ更新(設計記録の作成・保管について)										●
			関係機関協議資料の作成										●
			関係機関協議資料の確認					●	●				
	②工事対象橋梁の決定	予算要求	外部との関係機関協議への参加					○	○			☆	
			予備設計・詳細設計成果への結果反映									●	
		工場の発注	予算要求の資料作成			★	●	●	●	●			
			予算要求額の決定	●									
発注工事の整理(発注の組み合わせ)					●	●	●	●					
発注工事の決定(発注の組み合わせ)			●										
⑤工事	工事の実施	現場立会への参加					☆	☆	○				
		工事の発注・契約					●	●					
		既存資料の収集(予備・詳細設計成果)								●		●	
		既存資料の提供(予備・詳細設計成果)								●		●	
		工事の実施								●		●	
		工事の監督								●		●	
		完成図書を作成									●		
		成果品の作成・納品									●		
		成果品の確認					●	●					
		成果品の道橋システムへの登録状況の確認・橋梁課内部サーバへの保存										●	
①事業計画の策定	計画に対する事業の進捗管理	橋梁ログリストのデータ更新(工事記録の作成・保管について)										●	
		橋梁管理カルテの確認										●	
		事業の進捗状況の整理(橋梁ログリストの更新)										●	
		維持管理計画(個別施設計画)に対する事業の進捗率の整理										●	
			維持管理計画(個別施設計画)に対する事業の進捗率の結果確認				●	●	●			●	

表 各業務プロセスで作成される資料と対応内容・実施者一覧

区分	事業区分	業務プロセス	作成資料	対応内容と実施者				PM業者の作業内容	資料の保管場所
				作成	内容の確認	保管場所への蓄積	蓄積状況の確認		
日常維持管理・補修に係る対応	①橋梁点検	橋梁定期点検調査その他業務(詳細点検)の実施	点検票記録様式	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—	点検受注者が作成した各資料の内容を確認し、橋梁課の内部サーバへ保存する。内容や資料の過不足等が確認された場合は、適宜、点検受注者に修正を依頼する。	橋梁課の内部サーバ
			第三者予防措置実施記録様式	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—		
			データ記録様式	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—		
			77条様式	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—		
			詳細調査記録様式	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—		
			点検業務報告書	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—		
			橋梁管理カルテ	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—		
	②橋梁診断・評価	診断判定会議の実施	診断判定会議の個票	点検受注者	PM業務受注者	PM業務受注者	—	点検受注者が作成した個票の内容を確認し、橋梁課の内部サーバへ保存する。内容の過不足等が確認された場合は、適宜、点検受注者に修正を依頼する。	橋梁課の内部サーバ
	③日常点検	日常点検の実施	補修要望調書	工営所	橋梁課(維持L)	橋梁課(維持L)	PM業務受注者	橋梁課の内部サーバに全工営所の補修要望調書が保存されているか確認する。保存されていない場合は、橋梁課(維持L)へ報告する。	橋梁課の内部サーバ
	④補修対象橋梁の決定	・担当者会議の実施 ・総合判定会議に向けた工営所説明・現場確認 ・総合判定会議の実施	総合判定会議の一覧表 (橋梁ロングリストより抜粋)	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	最新の点検結果や履歴、補修要望の内容を橋梁ロングリストに反映し、情報を更新する。橋梁ロングリストのうち、補修対象橋梁のみを抜粋し、総合判定会議の一覧表とする。	橋梁課の内部サーバ
⑦維持管理計画(個別施設計画)の策定	維持管理計画(個別施設計画)の更新	維持管理計画(個別施設計画)	PM業務受注者	橋梁課(維持L)	PM業務受注者	—	補修対象橋梁について、優先順位を踏まえた維持管理計画(個別施設計画)を更新する。各種事業計画の内容を把握し、補修計画と合わせて、維持管理計画(個別施設計画)を更新する。	橋梁課の内部サーバ	
⑤補修設計	補修設計の実施	設計業務報告書 設計図面 概算工事費の計算書	設計受注者 設計受注者 設計受注者	橋梁課(維持L) 橋梁課(維持L) 橋梁課(維持L)	PM業務受注者 PM業務受注者 PM業務受注者	— — —	設計受注者が作成した各資料を、橋梁課の内部サーバへ保存する。	橋梁課の内部サーバ	
④補修対象橋梁の決定	予算要求会議の実施	予算要求会議の一覧表 (橋梁ロングリストより抜粋)	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	総合判定会議で決定した路線工事の補修対象橋梁について、設計ストックの有無を確認し、橋梁ロングリストを更新する。橋梁ロングリストのうち、次年度の路線工事の候補となる橋梁のみを抜粋し、予算要求会議の一覧表とする。	橋梁課の内部サーバ	
⑥補修工事	・路線工事の実施 ・管内工事の実施	工事報告書	工事受注者	橋梁課(維持L)	橋梁課(維持L)	PM業務受注者	道橋システムに、工事受注者が作成した各資料が登録されているか確認する。登録されていない場合は、橋梁課(維持L)へ報告する。	道路橋梁総合管理システム	
		完成図書	工事受注者	橋梁課(維持L)	橋梁課(維持L)	PM業務受注者	—	—	
		橋梁管理カルテ	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	工事報告書や完成図書を確認し、橋梁管理カルテの内容を更新する。更新した橋梁管理カルテを橋梁課の内部サーバへ保存する。	橋梁課の内部サーバ	
⑦維持管理計画(個別施設計画)の策定	計画に対する措置の進捗管理	橋梁ロングリスト	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	各橋梁の維持管理計画(個別施設計画)の内容に対し、設計・工事の実施状況を把握し、措置の進捗状況を把握する。また、各種情報の保管場所・保管年月等も整理する。	橋梁課の内部サーバ	
各種事業計画に係る対応	①事業計画の策定	事業計画の策定	各種事業計画の計画書	業務受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—	業務受注者が作成した資料を、橋梁課の内部サーバへ保存する。また、事業計画の内容を把握し、事業の進捗管理を実施する。	橋梁課の内部サーバ
			業務報告書	業務受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—		
	③設計	予備設計・詳細設計の実施	設計業務報告書	設計受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—	設計受注者が作成した各資料を、橋梁課の内部サーバへ保存する。	橋梁課の内部サーバ
			設計図面	設計受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—		
			概算工事費の計算書	設計受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—		
	④関係機関協議	外部との協議の実施	協議資料(設計成果の一部)	設計受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—	設計受注者が作成した協議資料を、橋梁課の内部サーバへ保存する。	橋梁課の内部サーバ
	⑤工事	工事の実施	工事報告書	工事受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	道橋システムに、工事受注者が作成した各資料が登録されているか確認する。登録されていない場合は、橋梁課(架替L・耐震L)へ報告する。	道路橋梁総合管理システム
完成図書			工事受注者	橋梁課(架替L・耐震L)	橋梁課(架替L・耐震L)	PM業務受注者	—	—	
橋梁管理カルテ			PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	工事報告書や完成図書を確認し、橋梁管理カルテの内容を更新する。更新した橋梁管理カルテを橋梁課の内部サーバへ保存する。	橋梁課の内部サーバ	
①事業計画の策定	計画に対する事業の進捗管理	橋梁ロングリスト	PM業務受注者	—	PM業務受注者	—	各橋梁の維持管理計画(個別施設計画)の内容に対し、設計・工事の実施状況を把握し、事業の進捗状況を把握する。また、各種情報の保管場所・保管年月等も整理する。	橋梁課の内部サーバ	

表 各種会議の概要

会議名	実施時期	参加者							会議の位置づけ・目的	会議の運用方法	活用する情報 (インプット)	決定事項 (アウトプット)		
		課長等	AMG		改築 G		工営所	受注者					PM	
			企画 L	維持 L	架替 L	耐震 L								
診断判定会議	12月			●					●	●	<ul style="list-style-type: none"> 点検業者が実施した橋梁毎の診断結果について、評価・最終決定する会議 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度の点検でⅢ判定対象となり得る橋梁を対象 維持L、全点検業務の受注者、PM業務の受注者が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 最新点検において確認された損傷状況 過年度点検における健全性・損傷状況 設計履歴 工事履歴 	<ul style="list-style-type: none"> 最新点検における橋梁の健全性(I~IV)
担当者会議	1月		●	●	●					●	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果・補修要望を踏まえ、補修が必要な橋梁と対策方針について協議する会議 本会議で決定した事項を、総合判定会議で提示 	<ul style="list-style-type: none"> 各方面(東・西・南・北)の管理橋梁に対し、それぞれ1日程度で会議を実施(計4日程度要する) 企画L、維持L(各方面の担当者)、架替L、PM業者の受注者が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 最新点検において確認された損傷状況・健全性 補修要望が発生している箇所・内容 過年度における健全性・損傷状況 設計履歴 工事履歴 維持管理計画(個別施設計画)の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 補修対象橋梁 補修優先順位 工事区分(管内工事・路線工事) 補修設計の対象橋梁
総合判定会議	3月末	●	●	●	●					●	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議で決定した事項について報告し、総合的な対策方針を判断する会議(維持決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 1日程度で実施 課長等、企画L、維持L(各方面の担当者)、架替L、PM業者の受注者が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画(個別施設計画)の内容 	
予算要求会議	8月	●	●	●	●					●	<ul style="list-style-type: none"> 予算要求の対象となる橋梁を最終決定する会議(意思決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合判定会議で補修対象橋梁となった橋梁を対象 半日程度で実施 課長等、企画L、維持L(各方面の担当者)、架替L、PM業者の受注者が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理計画(個別施設計画)の内容 設計ストックの有無 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度の路線工事発注橋梁

表 各計画の体系と概要

計画名称		概要	本業務における対応内容
維持管理計画（個別施設計画）		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）および大阪市公共施設マネジメント基本方針に基づいた計画 計画期間：10年間 各種事業計画のうち、直近10年間と内容と、今後10年間における補修計画を反映した計画 定期的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> 補修計画と各種事業計画の内容から、維持管理計画（個別施設計画）を適宜更新
補修計画		<ul style="list-style-type: none"> 橋梁定期点検（詳細点検）結果および補修要望を踏まえ、補修費用と補修実施時期を整理した計画 計画期間：10年間 定期的に更新 	<ul style="list-style-type: none"> 総合判定会議により決定した補修対象橋梁について、補修費用を算出 総合判定会議により決定した補修優先順位より、補修実施時期を設定 上記の内容を踏まえ、補修計画を更新 設計結果や工事履歴等を活用し、最新情報へ適宜更新
各種事業計画	次期架替・大規模長寿命化事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市橋梁保全更新計画に基づいた計画 計画期間：30年間 令和7年度に改訂を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の進捗状況を把握・整理し、進捗が遅れている場合は、維持管理計画（個別施設計画）に反映
	耐震事業計画		
	車両大型化計画		
	高欄嵩上げ計画		
	歩道拡幅計画		
	車両用防護柵設置計画		
	塗装塗替計画		
	第三者被害防止計画		

表 橋梁管理カルテの様式 (3/5)

様式 3-2

橋梁概要				起点側	緯度: 34.0926 経度: 132.054	終点側	緯度: 34.0923 経度: 132.055	橋梁ID	34.09267.132.05403
フリガナ 橋梁名称	〇〇n 〇〇橋	完成年度	1954		大阪府建設局橋梁課				
路線名	〇〇線	所在地	自	大阪府大阪市〇〇区〇〇	距離標	自	〇〇方面管理事務所		
OBAS No.	N〇〇〇〇	至	至	大阪府大阪市〇〇区〇〇			〇〇工営所		

橋梁更新年月日 1900年1月20日

【橋梁諸元】

橋梁区分	橋梁形式	等級	設計活荷重
橋梁種別	橋長 (m)	上部構造	設計震度
分割区分	橋面積 (m ²)	設計基準 耐震補強	施工会社 上部構造 下部構造
事業区分	総径間数		
架橋状況	平面形状	耐震補強	通行制限
交差物 名称	平面線形 (m)		迂回路有無
塩害 地域区分	縦断勾配 (%)		

【位置図】



【幅員構成】

全幅員 (m)	有効幅員 (m)	左側 (m)							中央帯 (m)	分離帯 (m)	右側 (m)						
		高欄高さ	地覆幅	地覆高さ	歩道幅	路肩幅	車線幅	車線数			車線数	車線幅	路肩幅	歩道幅	地覆高さ	地覆幅	高欄高さ

【上部構造】

構造体番号	主桁材料区分	支間長 (m)	桁高 (m)	桁本数	上部構造形式	路面位置	床版材料区分	床版厚 (cm)	床版形式	防水工有無
-------	--------	---------	--------	-----	--------	------	--------	----------	------	-------

【下部構造】

躯体番号	下部構造材料区分	下部構造高 (m)	下部構造形式	基礎材料区分	基礎構造形式	杭径 (m)	杭本数	支承形式
------	----------	-----------	--------	--------	--------	--------	-----	------

【添架物】

【塗装仕様書】

添架物区分	種別	寸法	本数	管理者	塗装	点検施設
					プライマー下塗り塗料	
					中塗り塗料	排水施設
					中塗り塗料	遮音壁の有無
						高欄種別

【一般図】



表 橋梁管理カルテの様式 (4/5)

様式3-2

橋梁概要				起点側	緯度: 34.0926 経度: 132.054	終点側	緯度: 34.0923 経度: 132.055	橋梁ID	34.09267.132.05403
フリガナ 橋梁名称	〇〇h 〇〇橋	完成年度	1954		管轄		大阪市建設局橋梁課		
路線名	〇〇線	所在地	自	大阪府大阪市〇〇区〇〇		至	〇〇方面管理事務所		
橋梁番号	N〇〇〇〇	所在地	至	大阪府大阪市〇〇区〇〇		至	〇〇工営所		

橋梁更新年月日 1900年1月20日

【一般図】

